

令和 8 年度 習志野市自転車等駐車場（駐輪場） 年間利用登録の手引き

（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日利用分）

< 目 次 >

1. 年間利用登録について

（1）募集スケジュール・利用開始までの流れ	2 ページ
（2）一次募集	3 ページ
（3）二次募集	3 ページ
（4）年間利用整理手数料の免除	4 ページ
（5）注意事項	5 ページ
（6）自転車等駐車場一覧	6 ページ
（7）自転車等駐車場案内図	7 ページ
（8）年間利用整理手数料	8 ページ

2. 利用開始後の各種手続きについて

（1）ステッカーの再発行	9 ページ
（2）利用する駐輪場の場所変更	9 ページ
（3）年間利用整理手数料の還付	10 ページ

3. 自転車等駐車場利用登録申請書

最終ページ

※JR 津田沼駅南口千葉工大前自転車等駐車場(J)は、横断歩道橋の改修工事のため、令和 8 年度の利用を停止します。

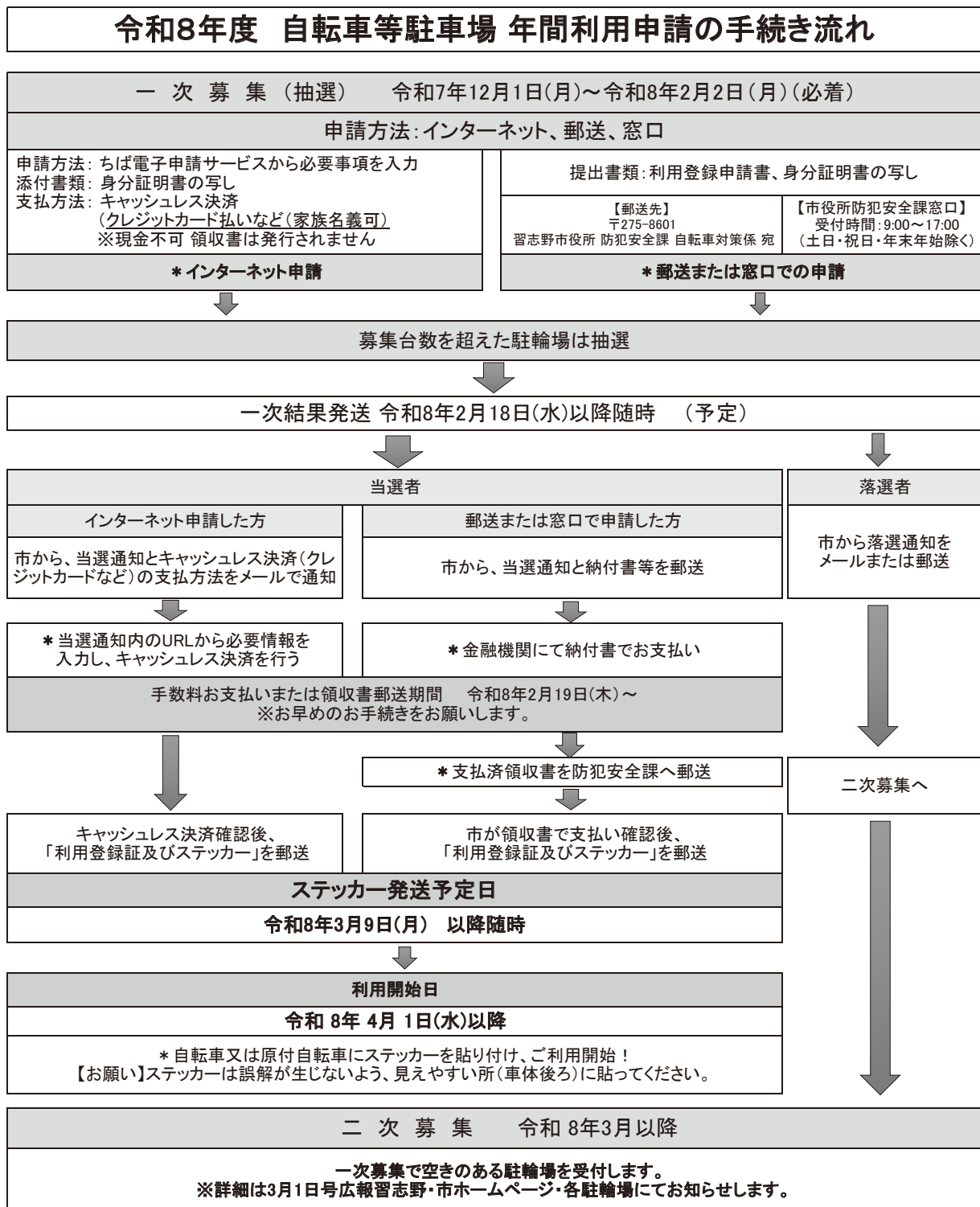
※JR 津田沼駅周辺、京成大久保駅周辺の利用を希望される方は、第 3 希望まで申請可能です。

※盗難防止のため必ず施錠してください。

ツーロック（鍵を二重にかける）が効果的です。

1. 年間利用登録について

(1) 募集スケジュール・利用開始までの流れ(一次募集)



※手数料免除希望者もインターネット申請が可能となりました。(詳しくは4ページ参照)

※ステッカー送付には時間を要します。4月1日から利用を希望する方は、インターネット申請の場合は、3月20日までに支払いを済ませてください。また、郵送の場合は領収書が3月20日までに市役所に到着するよう発送してください。

※必ず5ページの注意事項を読んでから、お申込みください。

(2) 一次募集 令和7年12月1日(月)～令和8年2月2日(月)

結果発表：令和8年2月18日(水)以降 随時

※JR 津田沼駅または京成大久保駅の駐輪場を希望される方は第3希望まで申請可能です。

※手数料免除希望者もインターネット申請が可能となりました。(4ページ参照)

①インターネット申請(ちば電子申請サービス)

習志野市ホームページから申請できます。

お支払いは、キャッシュレス決済(クレジットカード等)のみです。

※領収書は発行されません。領収書が必要な方は郵送または窓口で申請してください。

※申請をするとメールが届きます。メールが届かない場合は市役所へお問い合わせください。

【必要書類】

- 身分証明書(写し)：公的機関が発行するもので、利用される方の氏名・現住所・生年月日が確認できるもの。(記載があれば裏面も必要)

インターネット申請の詳細はこちらから→



②郵送または窓口申請(郵送は令和8年2月2日必着)

お支払いは、金融機関窓口での「現金」または市役所窓口のみです。

【必要書類】

- 申請書(自転車等駐輪場利用登録申請書)

①手引き最終ページ ②市ホームページ ③各管理人室 にあります。

- 身分証明書(写し)：公的機関が発行するもので、利用される方の氏名・現住所・生年月日が確認できるもの。(記載があれば裏面も必要)

※切手の貼り忘れや料金不足の場合は受理(受付)ができません。

※料金不足の場合、封筒に差出人の住所・宛名の記入がないと郵便局から返送できないのでご注意ください。

【郵送先】

〒275-8601

習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市役所 防犯安全課 自転車対策係 宛

【市役所窓口】

習志野市役所4階

防犯安全課 窓口

9:00～17:00

(2) 二次募集 令和8年3月以降(予定)

一次募集で募集定数に達しなかった駐輪場のみ募集します。

対象の駐輪場及び募集方法の詳細は、

広報習志野3月1日号・市ホームページ・各駐輪場にてお知らせします。

【申請方法】 インターネット申請・郵送・防犯安全課窓口(市庁舎4階)

※なお、次の駐輪場は、令和8年3月下旬に管理人室での受付を開始します。

- ・京成実籾駅自転車等駐輪場(記号：H) ・京成実籾駅南口自転車等駐輪場(記号：U)
- ・JR新習志野駅前自転車等駐輪場(記号：S)

【利用登録証及びステッカーの交付】

- ・一次募集では、利用が決定した方に利用登録証・ステッカーを自宅へ郵送します。
- ・ステッカーを自転車等に貼り付けて登録完了です。ステッカーを貼り付けていない自転車等は、無登録車両として撤去対象となりますので、ご注意ください。
- ・ステッカー送付には時間を要します。4月1日から利用を希望する方は、インターネット申請の場合は3月20日までに支払いを済ませてください。また、郵送の場合は領収書が3月20日までに市役所に到着するように発送してください。

（４）年間利用整理手数料の免除

以下の対象者は年間利用整理手数料が免除となります。

手数料の免除を希望される方は、以下の必要書類をご提出ください。

【免除対象者】

- ・生活保護の適用を受けている方
- ・身体障害者手帳、精神障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・被爆者健康手帳の交付を受けている方
- ・母子・父子家庭世帯であり、18歳未満の者を扶養している方及びその方に扶養されている18歳未満の方
- ・習志野市難病患者見舞金支給条例第2条第1項に規定されている難病患者の方

【必要書類】

■郵送または窓口の場合 ※郵送先は3ページを参照

①自転車等駐車場利用登録申請書

②自転車等駐車場年間利用整理手数料免除申請書

※習志野市ホームページまたは各駐輪場管理人室にあります。

③氏名・現住所・生年月日が記載された身分証明書の写し

※マイナンバー通知カード、子ども医療費受給券は、身分証明書として利用できません。

※身分証明書の写しを提出する際は、氏名・現住所・生年月日が記載されている有効期限内のものを提出してください。免許証等で裏面に記載がある場合は、裏面の写しも必要です。

④上記の免除対象の要件が確認できる公的機関が発行する証明書の写し

■インターネット申請（ちば電子申請サービス）の場合

申請フォームに以下の書類を添付してください。

①氏名・現住所・生年月日が記載された身分証明書の写し

②上記の免除対象の要件が確認できる公的機関が発行する証明書の写し

申請の詳細はこちら→



(5) 注意事項

【申請時】

- ・申請は自転車を実際に使用される方につき1人1台1カ所の駐輪場に限り、同一人物による複数の申請、同じ車体番号・同じ防犯登録番号での申請は、全て無効とします。
- ・法人名義での申請はできません。他の方への名義貸し等も一切認めません。
- ・マイナンバー通知カード、子ども医療費受給券は、身分証明書として利用できません。健康保険証は令和7年12月2日以降は身分証明書として利用できません。資格確認書を提示してください。
- ・身分証明書の写しを提出する際は、利用される方の氏名・現住所・生年月日が記載されている有効期間内のものを提出してください。免許証等で裏面に現住所等の記載がある場合は、裏面の写しも必要です。高校生以下は令和8年4月1日時点です。確認のため学生証等の提示を求める場合があります。
- ・金融機関での納付書払いの方は、お支払い後に領収書とステッカー交付用紙を防犯安全課へ郵送してください。ご郵送されないと、ステッカー等は交付されませんのでご注意ください。なお、領収書はステッカー等交付時に返却します。
- ・不備等があった場合、習志野市役所 防犯安全課（047-453-9304）より連絡する場合があります。着信があった場合は折り返しのご連絡をお願いします。
- ・JR 津田沼駅、京成大久保駅周辺の利用を希望される方は第3希望まで申請可能です。第2、第3希望は第1希望と同じ駅周辺の駐輪場のみ選択可能です。

【ステッカーおよび利用登録証交付後】

- ・ステッカーを自転車等に貼り付けて登録完了です。
ステッカーを貼っていない自転車等は、無登録車両として撤去対象となります。
- ・利用登録証は、大切に保管してください。再発行できません。ステッカーの再発行や場所変更、年間利用整理手数料の還付手続きに必要となります。
- ・ステッカーは利用登録証に貼り付けられています。
- ・領収書は再発行できません。大切に保管してください。
- ・利用開始は、令和8年4月1日からです。令和8年3月31日までは、令和7年度分のステッカーを貼っていないと駐輪場をご利用できません。

【駐輪場の利用について】

- ・駐輪場は、利用者の自転車等をお預かりする場所ではなく、自転車等を置く場所を有料で提供するものです。震災、火災、風水害、盗難、破損等による直接市の責任に帰すことができない損害等について、市は一切の責任を負いません。
- ・登録者以外の利用、権利の譲渡、名義貸し、複数の駐輪場の登録はできません。
このようなことが判明した場合、直ちに登録を取り消します。

(6) 自転車等駐車場一覧

駐車場			記号	屋根	種別	台数
①京成谷津駅	北口	A	無	自転車	270	
				原付	10	
	南口	B- 1	無	自転車	150	
	南口第二	B- 2	無	自転車	80	
				原付	10	
②京成津田沼駅	北口	C	無	自転車	90	
	北口第二	W	無	原付	50	
	南口	D	有	自転車	1, 550	
③京成大久保駅	北口	F- 1	無	自転車	650	
	北口第三	F- 3	無	自転車	280	
				原付	25	
	北口第四	F- 4	無	自転車	200	
	南口第二	E	無	自転車	850	
				原付	20	
④京成実籾駅	京成実籾駅	H	有	自転車	1, 000	
	第三	Z	無	自転車	200	
				原付	15	
	南口	U	無	自転車	600	
				原付	20	
⑤JR 新習志野駅前			S	有	自転車	1, 700
					原付	100
⑥ JR 津田沼駅	北口	仮設第一	L 1	無	自転車 ※1	300
					原付	25
		仮設第二	L 2	無	自転車 ※1	130
		仮設第三	N 2	無	自転車 ※1	55
		仮設第四	N 3	無	自転車 ※1	65
		北口第三	R	無	原付	80
		北口第四	O	無	自転車 ※1	150
		北口第五	I	無	自転車 ※1	280
		北口第八	N 1	無	自転車 ※1	60
	原付				15	
	南口	南口第二	K ※2	有	自転車	2, 000
				原付	275	

※1 この施設（自転車）のみ船橋市民も市内料金となります。

※2 他駐輪場と利用料金が異なります。

※原動機付自転車は、総排気量 125cc 以下（白色・黄色・ピンク色ナンバー）に限ります。

※一次募集で募集台数を超えた場合は、抽選を行います。

※一次募集の結果、空きのある駐輪場について、二次募集を行います。

※一次募集で、JR 津田沼駅または京成大久保駅周辺の駐輪場を希望される方は第3希望まで申請可能です。

（８）年間利用整理手数料

【料金表（JR 津田沼駅南口第二自転車等駐車場（Ｋ）以外）】

種別	屋根	区分	年間利用整理手数料	
			市内	市外
自転車	有	一 般	7,850 円	15,700 円
		高校生以下	3,920 円	7,850 円
	無	一 般	4,720 円	9,440 円
		高校生以下	2,360 円	4,720 円
原動機付自転車 (125cc 以下)	有	全 員	12,570 円	25,140 円
	無		7,540 円	15,080 円

【料金表（JR 津田沼駅南口第二自転車等駐車場（Ｋ）のみ）】

種別	屋根	区分	年間利用整理手数料	
			市内	市外
自転車	有	一 般	10,960 円	21,920 円
		高校生以下	5,470 円	10,960 円
原動機付自転車 (125cc 以下)		全 員	17,550 円	35,100 円

※市内料金は、習志野市に住民登録がある人です。習志野市に住んでいても、住民登録がない場合は、市外料金となります。

※JR 津田沼駅北口周辺（L1、L2、N1、N2、N3、I、O）駐輪場の自転車利用のみ、船橋市民は市内料金となります。

※高校生以下は令和 8 年 4 月 1 日時点です。学生証等の提示を求めることがあります。

2. 利用開始後の各種手続きについて

(1) ステッカーの再発行

買替えや盗難等で再度ステッカーが必要になった場合、ご利用の駐輪場管理人室又は防犯安全課窓口で再発行の手続きが可能です。(無料)

【申請場所】

- ・ 利用登録証をお持ちの方 → ご利用の駐輪場管理人室で手続き可能
※京成実籾駅Z駐輪場は、H駐輪場で手続きをしてください。

- ・ 利用登録証を紛失した方 → 防犯安全課窓口のみ

【必要書類】

- ・ 利用登録証
- ・ 身分証明書：公的機関が発行するもので、利用される方の氏名・現住所・生年月日が確認できるもの（利用登録証を紛失した方）
- ・ 自転車から剥がしたステッカー（盗難が理由の場合は不要）

(2) 利用する駐輪場の場所変更

通勤・通学等の経路が変更になった方など、利用する駐輪場の変更を希望される方は、希望する駐輪場に空きがある場合に変更することができます。

【申請場所】 習志野市役所 防犯安全課窓口のみ

【必要書類】・利用登録証

- ・ 身分証明書：公的機関が発行するもので、利用される方の氏名・現住所・生年月日が確認できるもの（利用登録証を紛失した方）
- ・ 利用していた駐輪場のステッカー

【留意事項】

- ・ 利用していた駐輪場のステッカーは必ず返納していただきます。
- ・ 屋根無し駐輪場から屋根有り駐輪場への変更など利用料金が上がる場合は、差額分の整理手数料がかかります。ただし、屋根有り駐輪場から屋根無し駐輪場への変更など利用料金が下がる場合は、差額分の返還はできません。

(3) 年間利用整理手数料の還付

年間登録をした駐輪場を利用しなくなった場合、お支払済みの料金からご利用した月（還付申請した月）までの分の料金を差し引いた金額を返金します。

【返金方法】

口座振替のみ

※返金は最大で2、3か月掛かる場合がありますので、ご了承ください。

【申請場所】 習志野市役所 防犯安全課窓口のみ

【必要書類】

- ・ 自転車等駐車場年間利用整理手数料還付申請書
- ・ 利用登録証
- ・ 身分証明書：公的機関が発行するもので、利用していた方の氏名・現住所・生年月日が確認できるもの
- ・ 利用していた駐輪場のステッカー（はがして持参）
- ・ 振込先の金融機関名、支店名、口座番号、名義人氏名がわかるもの（通帳等）
- ・ 委任状（駐輪場登録名義と口座名義が異なる場合のみ）

※委任状を提出する場合、口座名義人の身分証明書を提示してください。

【留意事項】

- ・ 還付申請は、残りの利用月数が1か月以上ある場合に限りします。
- ・ 利用していた駐輪場のステッカーは必ず返却していただきます。
- ・ 申請月の末日まで駐輪場を利用することができます。申請時にステッカーを返却しても、末日まで利用可能な別のステッカーを交付しますので、利用希望の場合は申し出てください。
- ・ 利用期間開始前（令和8年3月中の還付申請など）の場合は、全額還付します。
- ・ 4月以降は、申請された翌月分からの金額を還付します。

自転車等駐車場利用登録申請書

習志野市長 宛て

年 月 日

次の自転車等駐車場の利用登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

登録を希望する自転車等駐車場

L2

記

※JR津田沼駅または
京成大久保駅のみ
第2希望：
第3希望：

利 用 者 (Applicant)	住 所 (Address)	〒 275-8601 習志野市鷺沼2-1-1			
	フリガナ	姓 Family Name	名 (First Name/Middle Name)		
	氏 名 Name	ナラシノ	習志野 太郎		
	生年月日 Date of Birth (Western Calendar)	西暦 1990年10月10日	年齢 Age	35歳	
	携帯電話 Mobile	自宅電話 Home			
電話番号 Telephone No.	- - - - -		- - -		
車種内容 Types	☐ 自転車 Bicycle	車体番号又は防犯登録番号	車体の色		
	☐ 原動機付自転車 又は 対象自動二輪車 Motorbike	プレートナンバー	ナンバープレートの色		
			☐ 白色 ☐ 薄黄色 ☐ 薄桃色 White Yellow Pink		

自転車等駐車場利用登録申請書

習志野市長 宛て

点線を切り取って左側のみ提出してください

次の自転車等駐車場の利用登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

登録を希望する自転車等駐車場

L2

記

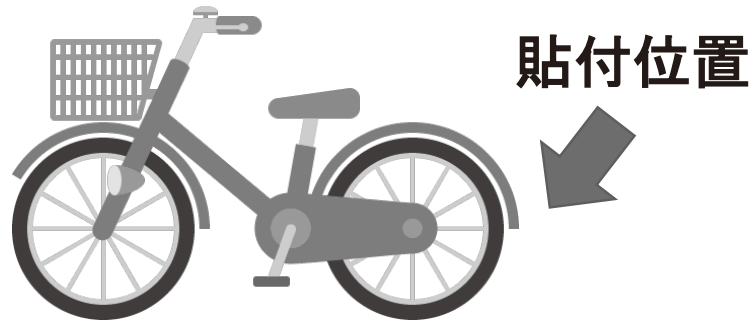
※JR津田沼駅または
京成大久保駅のみ
第2希望：1
第3希望：N2

利 用 者 (Applicant)	住 所 (Address)	〒 275-8601 習志野市鷺沼2-1-1			
	フリガナ	姓 Family Name	名 (First Name/Middle Name)		
	氏 名 Name	ナラシノ	習志野 太郎		
	生年月日 Date of Birth (Western Calendar)	西暦 1990年10月10日	年齢 Age	35歳	
	携帯電話 Mobile	自宅電話 Home			
電話番号 Telephone No.	090 - XXXXX - XXXXX		047 - 451 - 1151		
車種内容 Types	☐ 自転車 Bicycle	車体番号又は防犯登録番号	車体の色		
	☐ 原動機付自転車 又は 対象自動二輪車 Motorbike	プレートナンバー	ナンバープレートの色		
			☐ 白色 ☐ 薄黄色 ☐ 薄桃色 White Yellow Pink		

◀ 自転車安全利用五則 ▶

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯 4 飲酒運転は禁止 5 ヘルメットを着用

ステッカーは後ろに貼ってください。



ご 協 力 を お 願 い し ま す。